

入札件名：平成30年度中国地域ものづくり中小企業事業化支援事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版)
6	予算決算及び会計令(抜粋)
7	応札資料作成要領
8	評価手順書(加算方式)
9	(様式1) 質問状
10	(様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】
11	(様式3) 入札書 [紙による入札の場合]
12	(様式4) 理由書 [紙による入札の場合]
13	(様式5) 委任状 [紙による入札の場合]
14	(様式6) 提案書ひな型
15	(様式7) 見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年6月15日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度中国地域ものづくり中小企業事業化支援事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成30年6月25日(月) 13時30分

中国経済産業局 地方連絡室(広島合同庁舎2号館2階)

(3) 質問期限

平成30年7月3日(火) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年7月11日(水) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・提案書(紙資料8部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)

・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定め

る委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。

- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年7月24日（火）13時30分

中国経済産業局 地方連絡室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○委託契約書条文（概算契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 委託契約書条文をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うも

のとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課

担当者：袋井、高橋

電話 082-224-5680（ダイヤルイン）

E-mail cgk-renkei@meti.go.jp

実施計画書（仕様書）

1. 件名

平成30年度中国地域ものづくり中小企業事業化支援事業

2. 事業目的

中国経済産業局（以下、「当局」という。）では、ものづくり産業の基盤的技術を有する中小企業の技術力高度化を通じた競争力強化・地域経済の活性化を図ることを目的として、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（以下、「中小ものづくり高度化法」という。）の認定を受けた中小企業に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業（以下、「サポイン事業」という。）により、ものづくり基盤技術の実用化技術の研究開発等を支援している。

それらの研究開発終了後の事業化促進を目的として、当局では平成22年度から、中小ものづくり高度化法の認定を受けたプロジェクトの事業化支援を実施してきた。

今年度は、中国地域のサポイン事業者等（注1）研究開発型中小企業を対象とした「地域間連携による事業拡大」をテーマとして、首都圏での展示会を活用し、中国地域のサポイン事業者等に対し、販路開拓等を効果的に高めるための出展支援を行うとともに、他地域のサポイン事業者等との技術課題解決・共同研究組成等の連携を目的とした技術交流支援を行う。

（注1）サポイン事業者等

「戦略的基盤技術高度化支援事業」採択事業者のほか、概ね以下を指すものとする。

- i) 「中小ものづくり高度化法」に基づく認定事業者（通称：「サポイン認定」事業者）及び協力事業者
- ii) 今後、サポイン事業者となりうる「中小ものづくり高度化法」12分野の技術に関する研究開発型企業等

3. 事業内容

中国地域の支援企業（7社程度）に対して、出展支援を中心とした総合支援を行う。

出展する展示会は「第48回インターネプコンジャパン」及び「第11回オートモーティブワールド」の2つを予定している。（注2、注3）

なお、受託者は、本事業を円滑に実施するため、担当職員を定め、事務局を担う。

（注2）以下の（1）に掲げる業務（インターネプコンジャパン展への出展支援）にあたっては、九州経済産業局の「平成30年度九州地域ものづくり中小企業事業化支援事業（地域間技術交流）」受託者と連携して、共同実施するものとする。

（注3）以下の（2）の業務（オートモーティブワールド展への出展支援）は当局単独で行うものとする。

(1) インターネコンジャパン展への出展支援 (九州経済産業局との共同出展)

展示会の概要は以下のとおり。

「第48回インターネコンジャパン」

主 催：リード エグジビション ジャパン (株)

開催時期：平成31年1月16日(水)～18日(金)

開催場所：東京ビッグサイト

出展小間：5小間(中国2小間+九州3小間)

1) 出展に向けての企業情報調査

- ・ 当局が選定した出展企業(3社)に対して、事務局は企業情報を収集するため企業ヒアリングを行う。

2) 共同出展に係る企画立案、出展支援

- ・ 中国側企業の共同出展に関する出展事務手続き(小間料・装飾費用・電気代の立替、支払を含む)、会場設営・運営、出展企業の全体スケジュール調整・管理を行う。
- ・ 共同出展する九州側企業と調和が取れた、展示効果の高い小間割り、装飾を検討、企画し実施する。
- ・ 九州側企業との共同プレゼンを企画、実施する。そのためのプレゼンコーナーをブース内に設置する。
- ・ 出展前支援として、出展企業の展示物(パネル、製品等)の制作等に関するアドバイス、集客のための広報活動、事前の商談等の相手企業募集、プレゼンテーションスキル向上等、準備・行動に関する支援を行う。
- ・ 中国側企業と九州側企業双方の出展企業を掲載した配布PR用リーフレットを製作し、中国側企業と商談を予定している企業等に送付する。
- ・ 展示会当日、専門家等が会場に常駐し、展示ブースへの呼び込み、出展者へのアドバイス、現場でのサポートを行う。
- ・ 展示会の開催期間中の運営については、出展企業のサポート等を行うための人員を過不足なく配置する。
- ・ 出展企業の商談状況をフォローし、事後フォローアップ(課題・成果の検証)を行う。

3) 展示会を活用した地域間技術交流支援

- ・ 上記の共同プレゼンテーション実施等により、九州地域や他地域との技術交流支援を行う。
- ・ 共同出展する九州経済産業局の委託事業者と協力・調整する。
- ・ 九州地域の出展企業情報を収集し、必要に応じて企業ヒアリングを行うとともに、出展企業の技術交流の可能性を出展前に検討する。

(2) オートモーティブワールド展への出展支援 (中国経済産業局の単独出展)

展示会の概要は以下のとおり。

「第11回オートモーティブワールド」

主 催：リード エグジビション ジャパン (株)

開催時期：平成31年1月16日(水)～18日(金)

開催場所：東京ビッグサイト

出展小間：2小間

1) 出展に向けての企業情報調査

- ・ 当局が選定した出展企業(4社)に対して、事務局は企業情報を収集するため企業ヒアリングを行う。

2) 出展企業に対する支援

- ・ 出展事務手続き(小間料・装飾費用・電気代の立替、支払を含む)、会場設営・運営、出展企業の全体スケジュール調整・管理を行う。
- ・ 展示効果の高い小間割り、装飾を検討、企画し実施する。ただし、装飾は簡易なものを想定している。
- ・ 出展企業を掲載した配布PR用リーフレットを製作し、商談を予定している企業等に送付する。
- ・ 出展前支援として、出展企業の展示物(パネル、製品等)の製作等に関するアドバイス、集客のための広報活動、事前の商談等の相手企業募集等、準備・行動に関する支援を行う。
- ・ 展示会当日、専門家等が会場に常駐し、展示ブースへの呼び込み、出展者へのアドバイス、現場でのサポートを行う。
- ・ 展示会の開催期間中の運営については、出展企業のサポート等を行うための人員を過不足なく配置する。
- ・ 出展企業の商談状況をフォローし、事後フォローアップ(課題・成果の検証)を行う。

3) 技術交流支援

- ・ 九州経済産業局の委託事業者からインターネプコンジャパンに出展する企業情報を収集し、連携の可能性がある場合には必要に応じて企業ヒアリングを行うとともに、出展企業の技術交流について出展前に検討する。

4. その他留意事項

- 1) 企業ヒアリング及び展示会には、技術や経営等の専門家を最低1名は同席させるものとする。なお、専門家は、原則として以下の i) 及び ii) の要件を満たす者とする。
 - i) ものづくり産業のビジネスと技術の両面に精通し、一定の知識・業務経験等があり、シーズ・ニーズについても把握していること。
 - ii) 本事業に係る一連の業務を、完了するまで遂行できること。
- 2) 企業ヒアリング及び展示会には上記の専門家の他に、サポイン事業の各種支援に関わっている独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部ものづくり支援コーディネーターと調整を行い、原則、同コーディネーターも同行するものとする。(謝金、旅費等は不要。)
- 3) 必要に応じて支援企業と秘密保持契約を締結するなど、機密情報・個人情報の扱いに留意し、企業との信頼関係を構築する。
- 4) 事業の実施にあたっては、当局と打合せを行うものとする。
 - ・事業内容(1)については、「契約締結後」「企業ヒアリングの実施前」「展示会の出展前」「出展後」に少なくとも1回ずつ、合計4回以上打合せを行う。打合せは九州経済産業局並びに同局の委託事業者と合同で行う場合がある。
 - ・事業内容(2)については「出展前」「出展後」に少なくとも1回ずつ、合計2回以上打合せを行い、こちらは当局と事務局との打合せとなる。効率化の観点から、(1)の打合せ前後に併せて(2)の打合せを同日に実施することも可能。
- 5) 事業の実施内容については当局担当者と十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。また、九州地域の企業との地域間技術交流を円滑かつ効果的に実施するため、九州経済産業局並びに同局の委託事業者等とも同様に、十分な打合せや事業進捗の確認等に努めること。
- 6) 事業実施に際し、企業並びに当局等から取得した情報(法人情報及び個人情報等)の管理を徹底し、その取り扱いに留意するとともに、事業終了後、返却若しくは適正に処分すること。なお、本事業実施のために取得した情報を他の目的に使用してはならない。
- 7) 本実施計画書(仕様書)に定めのない事項については、当局担当者と協議・調整するものとする。

5. 成果物

- 1) 成果報告書(A4サイズ・カラー50ページ程度) 1部
- 2) 以下の電子媒体(CD-R等の電子媒体) 一式
 - ・成果報告書(Word及びPDF形式)
 - ・配布PR用リーフレット(PDF形式)

6. 成果物の納入先

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課

7. 事業期間

委託契約締結日～平成31年3月29日（金）

8. 提案書への記載事項、入札金額積算上の留意点

- 1) 専門家の名簿（予定含む）を作成し、提案書に添付すること。
- 2) 支援対象企業の所在は鳥取1社、岡山2社、広島2社、山口2社として積算すること。
- 3) 九州経済産業局側の委託事業者は、福岡市内に所在するものとして積算すること。
- 4) 共同出展する九州地域の企業の所在は、福岡1社、熊本2社、大分1社、鹿児島1社として積算すること。
- 5) 展示会費用については、

①インターネプコンジャパン展は、中国側として出展する2小間分の小間代と装飾、展示パネル製作費用等を積算すること。なお、小間代は以下の金額を想定している。

※早期割引小間料：880,000円×2小間＝1,760,000円（税抜き）

角小間料：20,000円×1角＝20,000円（税抜き）

※装飾については工夫したものを提案頂き、その費用も積算のこと。

②オートモーティブワールド展は、2小間分の小間代と装飾、展示パネル製作費用等を積算すること。（装飾は簡易なものを想定。）なお、小間代及び装飾費は以下の金額を想定している。

※早期割引小間料：880,000円×2小間＝1,760,000円（税抜き）

角小間料：20,000円×1角＝20,000円（税抜き）

※レンタル装飾費：380,000円×2小間＝760,000円（税抜き）

展示机2台追加費用：価格未定（参考：前年価格72,000円（税抜き））

（※ただし装飾費について、より経済的・効果的な提案がある場合にはこの限りではない。）

- 6) 各企業の展示物輸送費、旅費、人件費等は対象外とする。（出展社自身で負担）
- 7) 出展企業を掲載した配布PR用リーフレットは、
 - ①インターネプコンジャパン展は、中国九州両地域の出展企業を掲載した共通のA4仕上がり二つ折り両面カラー、600部製作するものとして積算すること。
 - ②オートモーティブワールド展は、中国地域の出展企業を掲載したA4仕上がり二つ折り両面カラー、800部製作するものとして積算すること。
- 8) 当局との打合せ実施場所は、広島市内（当局）4回、福岡市内（九州経済産業局）2回として積算すること。

9. 提案の基準

事業の提案は以下の基準に基づいて行う。

1) 仕様書の「2. 事業目的」との適合性

サポイン事業の成果普及、事業化を促進する支援となっていること。

2) 目標及び成果の明確性

目標及び期待される成果を明確にした支援であること。また、得られる成果が具体的に説明できる取り組みであること。

3) 計画の妥当性と経済性

実施方法、スケジュールが適切であり、内容と照らし合わせて予算が妥当な内容であり費用対効果に優れていること。

(補足) 本事業の対象となる経費

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

① 人件費

委託事業に従事した職員等の実稼動時間分の人件費

② 事業費

a. 謝金（専門家等）

b. 旅費・交通費（専門家、職員等）

※原則として、受託者の旅費規程等に定められていることが条件となる。

c. 資料作成費・印刷費（会議・イベント等で使用・配付する資料）

d. 広告宣伝費（本事業に直結するリーフレットの費用等）

※イベントの告知・案内等、本事業の内容に直接資するものを対象とする。

実施機関そのもののPR等、本事業との関連性が薄いものは対象としない。

e. 会議費・借料（会場借料・展示会小間料・ブース装飾・電気工事費・電気使用料等）

f. 運搬費（郵送費および宅配便、展示会出展のための輸送費等）

g. 資料購入費（汎用性のある書籍、辞書、新聞等は除く）

h. 消耗品費（パネル作成費（装飾と一体の場合は会場費）等。事務用品は除く。）

i. 雑役務費（臨時雇用職員として委託業務に直接従事するアルバイト、パート等の経費）

j. 外注費

※展示会出展時の各企業の輸送費、旅費、人件費等は対象外（各企業で負担）とする。

③ 再委託費

④ 一般管理費

「①人件費＋②事業費」の合計の10%以下

⑤ 消費税及び地方消費税

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次		提案要求事項	評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 事業の実施方針等									
	1.1 事業実施の基本方針等	・事業実施の基本方針、実施内容等について記述する。	必須	20	5	15	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。	
	1.2 事業実施方法	・事業実施方法について具体的に記述する。	必須	20	5	15	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか	
	1.3 事業実施計画	・事業実施計画について具体的に記述する。	必須	10	5	5	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。	
2 組織の経験・能力等									
	2.1 類似事業の経験等	・類似事業の経験、専門知識等について記述する。	任意	10	—	10		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	
	2.2 組織としての事業実施能力	・事業実施能力について記述する。	必須	6	1	5	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見。ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。	
	2.3 事業実施体制	・事業実施体制について記述する。	必須	6	1	5	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・優れた管理体制となっているか。	
	2.4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況について記述する。	任意	3	—	3		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)2点 2段階目(※1)4点 3段階目6点 行動計画(※2)1点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん2点、 プラチナくるみん4点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定4点	
3 業務従事者の経験・能力									
	3.1 事業に関する知見・専門性等	・知見・知識等について記述する。	必須	10	3	7	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。	
	3.2 類似事業の経験、資格等	・類似事業の経験、資格等について記述する。	任意	15	—	15		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。	
				合計	100	20	80		

評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	提案書 ページ番号
大項目	中項目	小項目			
4	添付資料				
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図	必須	
			・各業務担当者の略歴	必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績	任意	
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	

契約書(案)

番 号

支出負担行為担当官 中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章(以下「甲」という。)は、相手方名称 代表者氏名(以下「乙」という。)と、平成30年度中国地域ものづくり中小企業事業化支援事業(以下「委託業務」という。)について、以下により委託契約を締結する。

目 的	甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
委 託 金	委託業務の実施に要した経費の額。ただし、 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。)を上限とする。
完 了 期 限	平成31年3月29日
実績報告書の提出 期限	委託業務完了の日の翌日から10日以内の日
納 入 物	実施計画書(仕様書)5.に記載のとおり
納 入 場 所	指示の場所
そ の 他	約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

※契約書条文は入札公告7.(2)に記載のURLからダウンロードして綴じ込むこと。